地方財政の充実・強化に関する意見書

今，自治体には，急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て，医療・介護など社会保障制度の整備，また，人口減少下における地域活性化対策，脱炭素化を目指した環境対策，あるいは行政のデジタル化推進など，より新しく，かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつある。

しかし，現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており，疲弊する職場実態にある中，新型コロナウイルス感染症や，近年，多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について政府は，「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」において，本方針と「骨太方針２０２１」に基づき，経済・財政一体改革を着実に推進するとしているが,それをもってしても増大する行政需要に十分対応し得るのか,大きな不安が残されている。

このため，令和５（２０２３）年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては，コロナ禍への対応も勘案しながら,歳入･歳出を的確に見積もり,地方財政の確立を目指すよう,以下の事項の実現を求める。

記

１　社会保障の維持・確保，防災・減災，また，地域活性化，脱炭素化対策に向けた取り組みや，デジタル化対策など，増大する自治体の財政需要を的確に把握し，それを支える人件費も含めて，十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

２　とりわけ,子育て,地域医療の確保,介護や児童虐待防止,生活困窮者自立支援など,急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから,地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また，これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

３　地方交付税の法定率を引き上げるなどし，臨時財政対策債に頼らない，より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また，地域間の財源偏在性の是正に向けては，偏在性の小さい所得税・消費税を対象に，国税から地方税への税源移譲を行うなど，より抜本的な改善を行うこと。

４　新型コロナウイルス感染症対策として，引き続き，ワクチン接種体制の確保，感染症対応業務に限定せず，より全体的な保健所体制・機能の強化，その他の新型コロナウイルス対応事業，また，地域経済の活性化も踏まえ，十分な財源措置を図ること。そして，コロナ禍の対策として行った固定資産税の軽減措置については，令和４（２０２２）年度をもって終了するとともに，今後，国の施策の一環として，各種税制の廃止や変更，また，減税等を検討する際は，地方の財政運営における予見性を損なわないよう，十分に地方６団体等の意見を反映し，慎重に検討すること。

５　「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円については，持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また，同規模の財源確保はもとより，その拡充を含めて検討すること。

６　会計年度任用職員制度の運用においては，今後も当該職員の処遇改善が求められることから，引き続き所要額の調査を行うなどし，さらなる財政需要を十分に満たすこと。

７　特別交付税の配分に当たり，諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して，その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

８　デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け，地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど，十分な財源を保障すること。また，デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても，人材・財源を含めた対応を行うこと。

９　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り，市町村合併の算定特例の終了への対応など，対策を講じること。

以上，地方自治法第９９条の規定に基づき，意見書を提出する。

呉　市　議　会

（提　出　先）
衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　　務　　大　　臣
総　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）